

一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会における  
競争的研究費等の取扱いに関する規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人小笠原ホエールウォッチング協会（以下「本法人」という。）における競争的研究費等の運営、管理及び監査に関し必要な事項を定め、もって競争的研究費等の適正な執行を確保し、不正使用を防止するとともに、研究活動の健全な推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「競争的研究費等」とは、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会その他の国、地方公共団体、独立行政法人、公益法人、民間団体その他の機関から配分される研究費、助成金、委託費その他これらに類する外部資金をいう。

2 科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）に関する個別の取扱いについては、別に定める科学研究費助成事業の研究実施規程による。

(適用対象)

第3条 この規程は、本法人において競争的研究費等の運営又は管理に関わる研究者、役員、職員、客員研究員その他全ての構成員に適用する。

(最高管理責任者)

第4条 本法人に、競争的研究費等の運営及び管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を代表理事と定める。

2 最高管理責任者は、競争的研究費等の運営及び管理に関する基本方針を定め、必要な措置を講ずるものとする。

(統括管理責任者)

第5条 本法人に、最高管理責任者を補佐し、競争的研究費等の運営及び管理について本法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を事務局長（事務局長候補含む）と定める。

2 統括管理責任者は、関係規程の運用、教育の実施、監査対応その他必要な事項を統括する。

(コンプライアンス推進責任者)

第6条 本法人に、競争的研究費等の運営及び管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を事務局長（事務局長候補含む）と定める。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、構成員に対するコンプライアンス教育、誓約書の徴収、執行状況の確認その他必要な業務を行う。

(研究倫理教育責任者)

第7条 本法人に、研究倫理教育責任者を事務局長（事務局長候補含む）と定める。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究活動に関わる者に対し、研究倫理教育を実施し、その受講状況を管理する。

(構成員の責務)

第8条 競争的研究費等の運営及び管理に関わる者は、関係法令、配分機関の定めるルール、本法人の規程及び指示を遵守し、研究費の適正な使用に努めなければならない。

- 2 研究者は、競争的研究費等が公的性格を有する資金であることを認識し、誠実に研究を遂行しなければならない。

(誓約書)

第9条 競争的研究費等の運営及び管理に関わる者は、本法人が定める誓約書を提出しなければならない。

- 2 誓約書の提出がない者については、競争的研究費等の運営及び管理に関わらせないことができる。

(コンプライアンス教育)

第10条 本法人は、競争的研究費等の運営及び管理に関わる全ての構成員に対し、定期的にコンプライアンス教育を実施する。

- 2 前項の教育には、不正使用の防止、証憑書類の保存その他必要な事項を含むものとする。

(不正防止計画)

第11条 最高管理責任者は、競争的研究費等の不正使用を防止するため、不正防止計画を策定し、必要に応じて見直すものとする。

- 2 統括管理責任者は、不正防止計画の実施状況を把握し、最高管理責任者に報告する。

(執行管理)

第12条 競争的研究費等の執行は、配分機関の定める条件及び本法人の会計手続に従って行うものとする。

- 2 競争的研究費等の執行に当たっては、適切な職務分掌の下で相互牽制が働くよう管理しなければならない。

- 3 発注、検収、旅費、謝金、人件費その他競争的研究費等の執行に関し必要な事項は、別に定める関係規程による。

(相談窓口及び通報窓口)

第13条 本法人は、競争的研究費等の使用に関する相談窓口及び不正使用に関する通報窓口を置く。

- 2 競争的研究費等の使用に関する相談並びに不正使用又は研究活動上の不正行為に関する通報窓口の取扱いについては、別に定める研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程その他関係規程による。

(内部監査)

第14条 本法人は、競争的研究費等の適正な管理のため、内部監査を実施する。

- 2 内部監査は、監事その他最高管理責任者が指名する者が行う。
- 3 内部監査の方法その他必要な事項は、別に定める関係規程による。

(取引業者への対応)

第15条 本法人は、必要に応じて、取引業者に対し、不正な取引に関与しない旨の誓約書の提出を求めることができる。

- 2 本法人は、不正な取引に関与した業者に対し、取引停止その他必要な措置を講ずることができる。

(不正使用が生じた場合の対応)

第16条 競争的研究費等の不正使用が疑われる場合の通報、調査、認定及び措置については、別に定める研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程その他関係規程に従うものとする。

- 2 最高管理責任者は、必要に応じて、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会その他の関係機関に報告する。

(書類の保存)

第17条 競争的研究費等の執行に関する書類及び記録は、法令、配分機関の定め及び本法人の規程に従い、適切に保存するものとする。

(個別規程との関係)

第18条 科研費その他個別制度に関し特別の定めがある場合は、当該制度に関する個別規程を優先して適用する。

- 2 個別規程に定めのない事項については、この規程を適用する。

(補則)

第19条 この規程に定めるもののほか、競争的研究費等の取扱いに関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。